



受益者負担金について

1. 受益者負担金とは

下水道の整備によって、排水区域内はすべて有形無形の利益を得ることができます。つまり、下水道が整備されることにより、便所が水洗化され、安全性、快適性が高まり、土地の有効な利用価値が図られるなど、環境が改善され、生活がより文化的になります。

下水道の建設事業に要する費用の財源は、国からの補助金のほか、起債（借入金）、受益者負担金及び町費等となっています。このうち町で負担する費用は、起債の償還も含めて税金等でまかなっています。

この税金等は、町域全体からいただいたものですが、下水道の恩恵に俗することのできる町民は下水道が整備される区域内のみで、これらの区域に要する費用を全額町費等、町民のみなさんからの収入でまかなうことは、負担の公平を欠くことになります。

そこで、下水道の便益性や利用価値を受ける下水道事業区域の人びとに、この受益の限度内において、事業に要する建設費用の一部を負担していただくものが「**下水道受益者負担金**」です。

2. 負担金が賦課される根拠

下水道は、街路や公園と同じく、都市計画事業として施行されます。

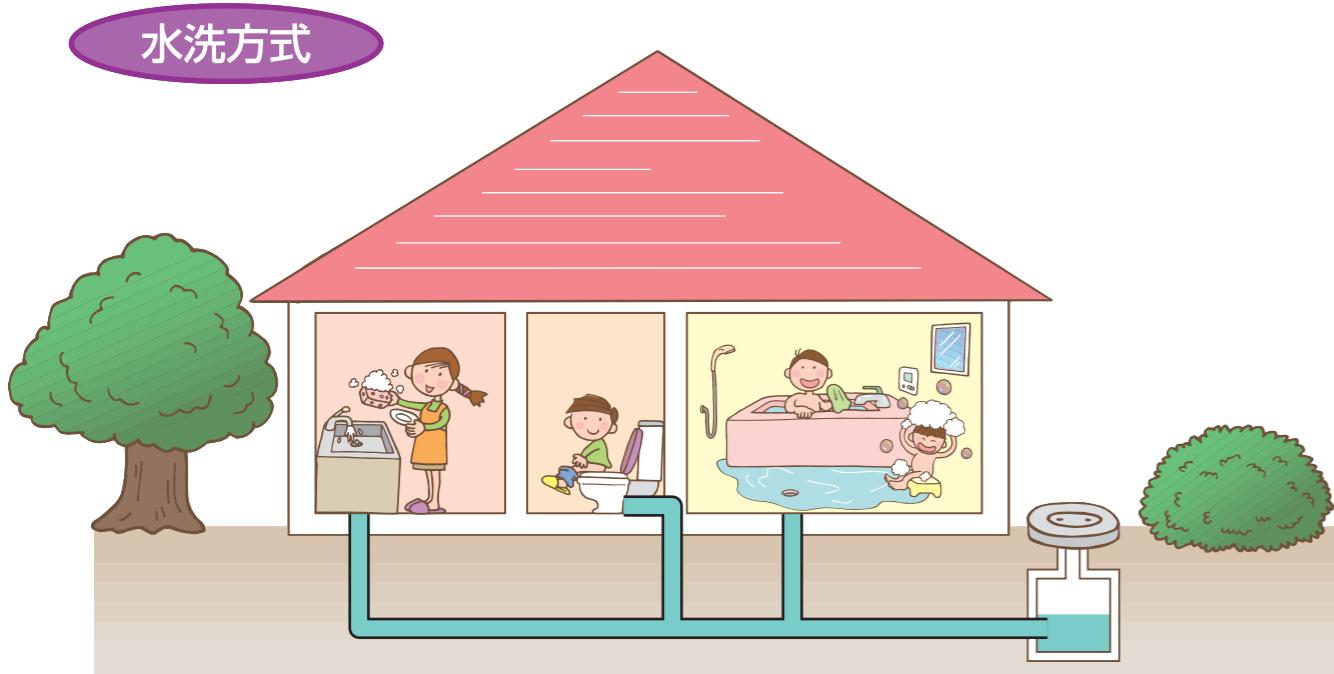
そこで、都市計画法第75条の規定に基づき定められた「鞍手都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」により、下水道事業区域内の受益者の方々に事業費の一部を負担していただくものです。



3. 負担の対象となる土地は

負担金を納めていただく区域は、排水区域の地形によって区分された地域が公告されます。

この公告された区域内にあるすべての土地は、所有者（個人、法人、官公庁等）又は、土地の使用状態（宅地、田畠、私道、神社、学校等）による区別なしに負担金を納めていただく対象地となります。ただし、実状により減免又は猶予等の措置があります。



●負担金は、なぜ土地の面積にかかるのか。

負担金は、下水道施設の整備により利益を受けるみなさんから工事費の一部を負担していただき、これを財源の一部に充当しながら事業を推進していくこうとするものです。

また、公共下水道によって受ける利益は、生活環境が整備され公衆衛生が向上するなどの公益をもたらすことはもちろんですが、下水道が整備される区域では、下水道未整備地域と比較して土地の利用価値が高くなります。

一方、建物の面積、又は下水道の利用状況などを基準とすることは、これらの内容がいつ変化するとも限らず、長期的に不安定なものを基準として負担することとなり、逆に不公平な面がでてくることとなります。

したがって、負担金の算定の基準としては、現在の土地利用の状況と関係なく、永久に変わることのない土地の面積に応じて、負担していただくことが、長期的にみて公平な負担方法となるわけです。